



ロータリーは世界をつなぐ

2019-20 年度 RI テーマ  
ROTARY CONNECTS THE WORLD  
国際ロータリー会長  
マーク・ダニエル・マローニー

# Weekly Bulletin

## 藤枝南ロータリークラブ 会報

例 会：毎週金曜日  
会 場：小杉苑 藤枝市青木 2-35-30  
T E L：054-641-3321

事務局：藤枝商工会議所内 藤枝市藤枝 4-7-16  
T E L：054-646-3919 F A X：054-643-2000  
E-mail：jimukyoku@fujieda-south-rotary.jp

2019-20 年度  
会長 ♡ 渡邊芳隆 副会長 ♡ 松浦正秋 幹事 ♡ 森竹正晃 副幹事 ♡ 鈴木健夫

例 会 第 1 3 3 7 回： 通常例会/小杉苑

ソング われら日本ロータリアン、赤とんぼ : ソングリーダー 淵脇一啓君

### ■ 会長挨拶

渡邊芳隆君



皆様、今日は、一週間のご無沙汰です。いかがお過ごしでしょうか。今朝の蓮華寺池公園の気温は 19 度でした。

9 月 23 日は、秋分

の日です、暑さ寒さも彼岸までと言います。徐々に秋らしくなって来ると思います。今週も、油の話を引き続きさせていただきます。

オメガ 9 オレイン酸(オリーブオイル)

イタリア料理やドレッシングによく使われている、オリーブオイル。

「体にいいから」と高価なものを使っている人も多いようです。

少し前までオリーブオイルは、心筋梗塞を予防したり、コレステロール値を下げたりする効果が有るとされ、積極的に摂る様にすすめられていました。

ところが、最近、オリーブオイルのオメガ 9 に、心筋梗塞を予防する効果はないことが判明。血中コレステロールは、ある程度高いほうが長生きするという調査結果も出ています。

おまけにオメガ 9 は体内で合成されるので、必須脂肪酸ではありません。

つまり、オリーブオイルは、あえて摂る必要のない油のようです。

摂ってほしい油がございます。

オメガ 3 α-リノール酸(えごま油・アマニ油・青魚油)

サラダ油やオリーブオイルに替えて、ぜひ摂りた

いのがオメガ 3。健康のために必要な油です。オメガ 3 には α-リノール酸が含まれますが、これが体内で EPA(エイコサペンタエン酸)に変わり、硬くなった血管壁をしなやかにします。さらには傷ついた細胞を修復する作用があるそうです。EPA は DHA(ドコサヘキサエン酸)にも変わりますが、これは動物の精液や脳、目の網膜を作る成分。男性の精力アップ、子どもの学力アップやうつ病予防、高齢者の認知症予防、視力アップにつながるそうです。

### ■ 幹事報告

森竹正晃君

ハイライトよねやま、が来ております。

### ■ 出席報告

望月誠君

本日のホームクラブ出席者	前回の補正出席者
44/51 86.27%	44/51 86.27%

(1) 欠席者 (事前連絡とメイクアップをどうぞ)

○植田君 ○江崎君 ○小林君 ○樽井君 ○松浦君  
川口君 佐野裕君

(2) メイクアップ者

大村和宏君 (藤枝) 小山明良君 (藤枝)  
中山恵喜君 (藤枝)

### ■ ビジター

藤枝 RC 松葉隆夫君  
藤枝 RC 杉山静一君

## ■ スマイルBOX

望月誠君

- ・ 100%出席記念品ありがとうございました  
今日からラグビーワールドカップが始まります。  
調布市で日本対ロシアの試合を見るため  
欠席です。 松浦正秋君

スマイル累計額 181,000円

## ■ 会員卓話

笠原大輔君



それでは消費税  
法改正について  
の研修を始めま  
す。頂いた時間  
の30分で改正  
について全てお  
話するのは不可  
能なので、今日

は実務的に多大な影響が出る軽減税率について  
説明させていただきます。ちなみに今年の卓話は健康  
がテーマですが今日の話はどうやっても健康に  
落ちを持っていくことはできません。

私は特に特定の政党を応援していることはありません。  
事務所の関与先の皆さんが商売しやすい  
ように経済政策や中小企業を支援する政策に力  
を入れてくれればどの政党でも構いません。た  
だ軽減税率についてだけはその煩雑さや導入の  
無意味さを考えるにつけ、導入を強く推進した公  
明党に忸怩たる思いです。税理士会では一貫して  
軽減税率に反対をしています。今日の研修終了後  
にはぜひ皆さんも軽減税率に反対するお気持ち  
になっていただきたいと思います。

導入の無意味さについては昨年も少しお話させ  
ていただきました。一般の皆さんの増税負担を軽  
減するために食料品の税率を低くする（低所得者  
は所得のうち消費に使う割合が多い、逆進性とい  
う）ということですが、金持の方が食料品にお金  
をかけているのですから、毎晩華やかな食卓を囲  
む皆さんのような金持ちからしっかり消費税を  
徴収して食卓が寂しい皆さんに配ってあげれば  
所得の平準化を目指す税の仕組みに合致するは  
ずです。

そうは言っても10日後には消費増税と軽減税  
率が導入されるためあきらめざるを得ません。

軽減税率導入2019年10月1日。食料品とな  
ぜか新聞。新聞に軽減税率が導入されるのは「ニ  
ュースや知識を得るための負担を減らすため、新  
聞が活字文化の維持普及にとって不可欠である  
ため」だそうです。これを聞いても皆さん？な部

8%	10%
ミネラルウォーター、 ロックアイス	水道水、保存用の氷
生きた魚介類	生きた牛、豚、鳥
オロナミンC	リボタンD
ウォーターサーバーの水	ウォーターサーバーの レンタル料
みりん風調味料	アルコール入りのみり ん

分がいっぱいあると思いますが江崎さんに申し  
訳ないですし、その辺のところは今日のはぶきま  
す。私は政府が一部メディアコントロールするた  
めに導入したのではないかと考えています。

軽減税率の対象となるのは食品表示法に規定す  
る食料品となります。外食は不可、酒類、医薬品  
は食料品にならないため軽減税率対象外です。

外食サービスについては持ち帰りは8%、店内食  
は10%です。コンビニのイトインやスーパー  
のイトインで食べる場合は10%になりますが、  
コンビニやスーパーではいちいち店内で食べる  
か聞かない方向のようです。実際どうするかは  
現在調整中のようですが、当面の間コンビニやス  
ーパーの税務調査でイトインの税率は問題に  
しないと思われます。

牛井屋などは店内と持ち帰りが明確に区分でき  
ると思われますので区分経理しないと全てを1  
0%として修正されかねません。

複雑な気はしますが、皆さんが一般消費者の立場  
で考えた場合は影響はほぼありません。何が8%  
で何が10%なのかは業者が判断してくれるの  
で知らなくても問題ありません。コンビニで持ち  
帰り用に弁当を購入して店内イトインで食べた  
としても警察を呼ばれて逮捕されることはない  
ですし、店員から注意されることもないでしょ  
う。（店側は販売時に意思確認すればそのあとの  
客の行動には責任はないと麻生大臣が答弁して  
います）

### ・ 売上についての経理処理

それでは業者側として軽減税率を考えた場合、ま  
ず売上に軽減税率の商品がある場合にはかなりの  
影響があります。うちの関与先で売上に飲食料

品が入っているのは約2割です。皆さんの業種を見てみましたが、小杉苑さん、富岡屋さん、カトウ製茶さんくらいでしょうか、飲食店の場合は客の持ち帰りへの対応を考えなければなりません。売上に10%と8%の税率が混在する場合にはレジシステムを変更して品物1品ごとに税率を登録し、記帳の際も10%と8%で分ける必要があります。最も影響を受けるのが酒屋や雑貨屋、土産物屋になります。コンビニなどのフランチャイズは本部がポスレジの変更をしてくれるため影響は思うほど大きくありません。ちなみに市場には既に対応するレジがないため、今現在レジを購入していない場合はいつ導入できるか全くわかりません。

#### ・仕入についての経理処理

仕入についてはここにいる全ての皆さんに影響があります。福利厚生用にコーヒーを買えば8%になりますし、交際費で手土産を買った場合食料品であれば8%になりますので。仕入については原則領収書ごとに8%と10%に区分しなければなりません。

#### 現金出納帳

1枚のレシートに8%と10%が混在している場合には現金出納帳に2行に分けて記載して下さい。食料品のみで購入である場合には例えば⑧と書く(軽)と書くなど軽減税率対象であることが分かるようにして下さい。何も記載がない場合は税理士が10%で処理してしまう可能性があります。領収書綴りをしっかり税理士に確認してもらい必要があるかもしれません。

#### 通帳からの出金

通帳に8%10%と記載していただくか、請求書の綴りをお借りするか顧客ごとに個別に対応方法を検討せざるを得ません。

8%と10%が混在した支払をする場合には十分注意をいただきたいです。最も懸念しているのがカードでの支払いです。カード使用の場合はひとつひとつ領収書を確認する必要があります。今までもそうですがカードを使用した場合でも必ず領収書をとっておいて下さい。この辺の処理は税理士に丸投げしないでくださいね。

#### ・適格請求書等保存方式(インボイス方式)

軽減税率導入で最も影響がある項目です。軽減税率導入に伴って適格請求書等保存方式が導入されます。

インボイスとは一定の要件を満たした請求書領収書のことを言います。2019年10月から20

23年10月までの4年間は経過措置として区分記載請求書等保存方式が導入されます。

区分記載請求書等保存方式における請求書領収書の記載項目は

- ・軽減税率の対象品目である場合にはその旨
- ・税率ごとに合計した対価の額

この記載がない場合には消費税法上仕入れ税額控除(経費)とすることができません。

#### 10%のみの場合

- ・軽減税率の対象商品である場合はその旨→軽減税率なし
- ・税率ごとに合計した対価の額→10%分として合計されている。

かなりの皆さんがこの部類になると思います。請求書や領収書に税率や軽減税率対象の旨の記載がない場合には全て10%として取り扱われます(全て10%の場合、税率ごとに合計した対価の額は請求書等の合計額とみなされる)。そのため、レジや請求書システムの変更は必要ありません。

請求書等に税率が入っている場合にはもちろん変更しておいて下さい。領収書や請求書に税率が記載されていない場合には記載する必要はありませんが、税率が混在しますので10%と表記してあげることが親切かと思います。

現在紙で持っている請求書や領収書もそのまま使用することができます

#### 8%のみの場合

例えば領収書の下欄に「全て軽減税率適用商品」と書くことで区分請求書保存方式を満たすことができます。(そのゴム印を作って領収書請求書に押すだけでもよい) 食料品のみ卸売業や小売業、食料品の製造業、農家になると思います。加藤さんが当てはまります。

#### 10%と8%が混在している場合

10%対象品と8%対象品を区分して記載しなければなりません。レジシステムや請求書作成システムの変更が原則必要です。

なぜ原則なのかという例外があるからです。もらった請求書や領収書に軽減税率の記載がない場合には買い手(自分)が事実に基づき軽減税率の品目を記載することで仕入れ税額控除を受けることができます。(経費にすることができる)なので万が一10月1日に区分されていない請求書領収書をもったとしても自分で記載することで経費にできます。

2023年10月からはインボイス方式が導入

されます。

業者ごとの登録番号の記載と例え10%のみの商取引であっても税率や税率ごとの消費税額を記載しなければなりません。この記載がない場合は仕入れにかかる消費税を引くことができません。追加項目は

- ・適格請求書発行事業者の登録番号
- ・適用税率
- ・税率ごとに合計した消費税額

ポイント1 2021年10月1日、消費税導入の二年後から事業者登録を開始します。登録申請をすることで登録番号が発行されます。税理士が対応してくれるはずですが。

ポイント2 免税事業者は登録番号をもらえません。取引先が免税事業者の場合はそこから購入したものの消費税を引くことができません。売上1000万円以下が免税事業者ですが、この場合は課税事業者を選択すれば登録番号をもらえますので、課税事業者になるかどうかの検討が必要です。取引先が免税事業者の場合は取引の継続を検討しなければなりません。

ポイント3 インボイス方式に対応したレジや請求書作成システムへの変更、紙の領収書請求書の買い替えの検討をしなければなりません

ポイント4 インボイス方式については導入されるまでの4年間でまだまだ変更がされていくと思います。税理士会としてはそれまでに軽減税率自体を無くすことを求めています。

#### ・キャッシュレス決済のポイント還元

消費税増税から9か月間、2019年10月1日から2020年6月30日までに中小企業でキャッシュレス決済を行った場合には2%または5%が消費者にポイントで還元されます。上場企業などの大手での購入には適用されません。

キャッシュレス決済ですので、JCB等のクレジットカード、PAYPAY等のコード決済、NANACO等の電子マネーでの支払いが対象になります。

コンビニ、ガソリンスタンド、外食チェーンなど大手フランチャイズの店舗で使用した場合は2%のポイントがバックされます(フランチャイズの個々の店はあくまで中小企業にあたります)。期間中セブンイレブンでNANACOで支払をすると2%のポイントが還元されます。

大手百貨店やアマゾンなどの大手通販での購入にはキャッシュバックは適用されません

概ね皆さんのような中小企業でキャッシュレス決済をした場合には5%がポイントでバックされ

ます。カード払いに対応している個人経営の居酒屋でカード払いした場合は5%引きのイメージですね。

私が買い物をしている富士屋ではポイントカードが現金をチャージ式のカードに変更されました。9か月間は現金をチャージして買い物をすれば常に5%分のポイントが加算されます。我家では富士屋で月に50,000円の買い物をしているようなので、カード支払いすることで5%×9か月=22,500円分のポイントをもらうことができます

対象となる事業者になるには決済事業者(現在230ほどの事業者が登録している)と契約をして決済事業者経由でIDを発行してもらいます。

今なら端末の導入費用を2/3国が1/3を決済事業者が負担してくれるので無料で導入できます。

経済の専門家のコラムなんかを読むと、「中小企業者はこれに対応しないと売上を失う可能性がある」という人と、「そもそも安さを求める人はアマゾンなどの大手企業から購入するので、影響は限定的」という人がいます。判断は皆さんにお任せします。ちなみに私の知り合いの某石材屋さん取引先にポイント還元事業者になるようお願いしているそうです。全ての取引先に9か月間各種カードで支払をすれば結構なポイントが貯まるはずですが。ただほとんどの事業者に断られたそうです。

#### ・レジ補助金について

レジシステムについてはレジ1台あたり20万円の補助金を購入金額の3/4まで受けられます。(20万円のレジを購入した場合には15万円の補助金)

期限としてはレジの導入や改修について契約完了までを2019年9月30日までにしなければなりません(従前はレジの導入が必要だったが、市場にレジ在庫がないため変更になった)。財源が終わり次第ということはないため、この期限を守れば大丈夫です。レジの導入と交付の申請を2019年12月16日までにやる必要があります。

定期的に軽減税率の商品を扱っていることが要件となります。時々販売するでは要件を満たしません。飲食店であれば毎日出勤や持ち帰りがある必要があります。申請時にメニュー表の添付を求められるようです。たまに石窯ピザを売っている某石材屋さんには要件を満たさず補助金対象にな

りませんでした。

以上軽減税率をメインに説明させていただきました。軽減税率が国政にとって必要か否か一般消費者に求められているのかは別にして会社経営者にとっては面倒であることがお分かりいただけたかと思います。税理士会ではインボイスが導入されるまでに軽減税率の取り消しを訴えています。

導入まであと10日間ですので今一度経理担当者と対応について確認していただければと思います。ご清聴ありがとうございました。

## 例会プログラム

例会日	クラブ行事	摘要
9/27(金) 第1338回	ガバナー補佐挨拶	小杉苑
10/4(金) 第1339回	会員卓話	理事会
10/11(金) 第1340回	ガバナー挨拶	小杉苑
10/18(金) 第1341回	奨学生卓話	小杉苑



## 今週の一言

古川賢吾 君



私の妻は、青島小学校、中学校の同級生です。といっても、同じクラスになったのは中学3年の時だけです。

再開したのは、東京でのサラリーマン時代です。実家を次に帰ってきてからの付き合いになり、なんとか結婚をさせて頂くことができました。2005年に結婚してから、14年の月日が経ちました。小学校中学校9年間よりも長い年月を一緒に過ごしています。まだ、「人生のクラス替え」はされていませんが、「人生の修学旅行」に行くまで大切にしていきたいと思います。

~ストレッチ~



(担当/数野君)